

令和6年9月5日（木曜日）

○出席議員（13名）

議 長	七 田 満 男 君	7 番	恩 道 正 博 君
1 番	中 村 聡 君	8 番	北 川 悦 子 君
2 番	土 屋 克 之 君	9 番	夷 藤 満 君
3 番	西 尾 雄 次 君	10 番	清 水 文 雄 君
4 番	磯 貝 幸 博 君	11 番	中 川 達 君
5 番	川 口 正 己 君	12 番	南 守 雄 君
6 番	生 田 勇 人 君		

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	町民福祉部住民課担当課長 （環境管理室長）	川 本 静 絵 君
副 町 長	上 出 孝 之 君	町 民 福 祉 部 子 育 て 支 援 課 長	吉 田 真 理 子 君
教 育 長	桐 山 一 人 君	町 民 福 祉 部 保 険 年 金 課 長	石 垣 泰 司 君
総 務 部 長	松 井 賢 志 君	町民福祉部保険年金課担当課長 兼福祉課担当課長 （保健センター所長兼地域包括支援センター所長）	上 前 久 美 子 君
総 務 部 担 当 部 長 （税 務 担 当） 兼 税 務 課 長	北 野 享 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長	秋 田 博 之 君
町 民 福 祉 部 長	助 田 有 二 君	都 市 整 備 部 企 画 課 長	奥 田 隆 幸 君
町民福祉部担当部長 （住民・子育て支援担当）	中 川 裕 一 君	都市整備部企画課担当課長 （復興推進室長）	法 利 康 博 君
都 市 整 備 部 長	上 前 浩 和 君	都市整備部地域産業振興課長 兼観光振興室長	宮 崎 重 幸 君
都市整備部担当部長 （企画・地域産業振興・復興推進担当）	宮 本 義 治 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長	渡 辺 崇 君
教育委員会教育部長 兼 学 校 教 育 課 長	上 出 勝 浩 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	四 月 朔 日 松 英 君
消 防 本 部 消 防 長	重 島 康 人 君	都市整備部上下水道課担当課長 （料金・企業会計担当）	舟 野 裕 美 君
総 務 部 総 務 課 長	山 田 卓 矢 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	長 谷 川 万 里 子 君
総務部総務課担当課長 （人事秘書担当）	安 下 美 智 子 君	教育委員会教育部文化スポーツ課長 兼図書館長兼男女共同参画室長	中 村 友 和 君
総 務 部 財 政 課 長	北 正 樹 君	消 防 本 部 消 防 署 長	中 本 潤 君
町 民 福 祉 部 住 民 課 長	源 多 香 子 君		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長堀川竜一君

事務局書記 中村 円香 君

事務局参事兼次長 川 端 誠 矢 君

○議事日程（第2号）

令和6年9月5日 午前10時開議

日程第 1

議案一括上程

議案第58号 令和6年度内灘町一般会計補正予算（第4号）から

議案第66号 財産の取得について

〔災害対応人員搬送車 1 台〕まで及び

認定第1号 令和5年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 令和5年度内灘町下水道事業会計決算認定についてまで

日程第 2

議会議案第4号 内灘町議会決算特別委員会の設置について

日程第 3

選任第2号 内灘町議会決算特別委員会委員の選任について

日程第4

町政一般質問

4番 磯 貝 幸 博

10番 清水文雄

2番 土 屋 克 之

3番 西尾雄次

8番 北川悦子

6番 生田 勇 人

午前10時00分開議

○開議

○議長【七田満男君】 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様には、本会議の傍聴にお越しをいただき、誠にありがとうございます。

今日は、町政に対する一般質問を行います。

初めに、傍聴の皆様にお願い申し上げます。

本会議場では、携帯電話を鳴らすことのないようお願い申し上げます。

議員が質問している際は静粛にしていただ

き、立ち歩いたり退席しないようお願い申し上げます。

また、報道関係者を除き、撮影はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長【七田満男君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、3日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

○質疑の省略

6. 提出議案に対する質疑について

[illegible]

● 漢文の「五言古詩」

「〔異議なし〕」と呼ぶ者あり」

[illegible]

◎ 建築特別委員會 ◎ 設置

させていただきます。認定第1号令和

計決算認定についてまでの7議案については、お手元に配付の案のとおり6人の委員をもって構成する内灘町議会決算特別委員会を設置して、これに付託の上、9月会議の期間中に審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

○議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの7議案は、6人の委員をもって構成する内灘町議会決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

整りいたします。ただいま設置さ

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

いま選任されました委員の方は

[illegible]

○一般質問

時間は 1 人30分以内ですので

では、通告順に発言を許します

4 番、磯貝幸博議員。

〔4 番 磯貝幸博君 登壇〕

○4 番【磯貝幸博君】 議席番号 4 番、日本維新の会、磯貝幸博でございます。

本 9 月会議において一般質問の機会をいただきましたので、一問一答により行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

通告いたしました質問は 3 問でございますので、順にお尋ねしていきたいと思っております。

1 月 1 日に発災しました能登半島地震におきまして、我が家も被災をしまして家が沈み、そして傾き、そして配水、給湯器、そういったものに被害を被りました。今どうやって修復に向けていこうかというところで悩んでいるところでございましたが、先日から予約受付で個別相談が開始されました。そういった面を利用してぜひ相談をして、どういった保障がいただけるのか、修復に向けて一歩踏み出せるような、そういった機会をぜひ利用していきたいと思っております。

さらに、家の前に、小学校の通学路になるんですが、ここがずっと砂利でなかなか修繕いたしてもらえなかったんですが、2 学期の始まる直前にきれいに直していただきまして、子供たちの通学に関して非常に心配してたんですが、スムーズに歩ける、安全に歩ける道路を、仮にですが補修していただきました。本当にありがたいと思っております。

さて、それではまず 1 問目に入りますが、川口町政 4 期目への決意を問うでございます。

これまでの町政運営において困難な時期を乗り越えてきた川口町政は、3 期目の締めくくりに時期に差しかかっています。

世界を恐怖と大混乱に陥れ、地域活動をはじめ、人の流れや経済活動が著しく停滞したあの 3 年間、社会環境や人々の思考に大きな変化をもたらしたあのコロナ禍を町民一丸となって乗り越え、人も社会も経済も動き出した矢先に、日本を揺るがす能登半島地震が発

生し、県内各所がめっちゃくちゃに破壊されました。

私たちの住む内灘町も例外ではなく、地面の液状化と側方流動が同時に引き起こされ、湖西、室、西荒屋、宮坂、大根布、鶴ヶ丘、向栗崎、旭ヶ丘地区を中心に、複雑な破壊が広範囲に起こってしまいました。復旧の過程における課題が他市町とは比較にならないほど複雑に絡み合っているため、膨大な時間を要する非常に困難な状況に置かれていることは、皆さん周知の事実でございます。

破壊された建物の解体、撤去を行えば被災者が次のステップに進めるかということ、そうはいかないでしょう。もしまた揺れたら地面が荒れ狂うのではないだろうか、そんな恐怖がよみがえります。液状化した地面に地盤改良工事を施し安心を得た上で、再建築が可能であれば、早期復旧の姿や地域再生の未来像が思い浮かべることでしょう。

しかし、事はそう簡単でないことは、被災した皆さんが一番よくお感じになっていることでございます。地面が動いてしまい元の状態が分からなくなってしまった境界が至るところにあり、大きく隆起、陥没した県道や町道との境目では、境界の確定をしたくてもすぐにはできない状況です。

国や県が地盤の調査をし、その結果を基に、今後も安心して暮らせる復旧工法を示した上、町の住民説明会で十分に説明した後、合意形成を促していくといった長期的な展望が必要となると感じています。

町内の主要道である石川県道松任宇ノ気線の応急復旧が、まず先に行われなければならないでしょう。5 月には、北部地区の県道における今冬の降雪期前の応急復旧の見通しが示されており、地元での調整や地質調査、一刻も早い県道復旧の進捗に期待が寄せられています。

被災 8 区において復興協議会が立ち上がり、被災者からの要望の集約が進められている段

階であります。それに合わせて、8月には、復旧・復興の計画策定スケジュールが議会、委員会で我々に示されました。また、先月26日には、川口町長をはじめ、太田県議、七田議長、上出副町長、町会区長会の代表とともに、馳知事に対して、県道復旧に合わせた歩道の整備を要望したと報道されています。一致団結して取り組む姿勢を、私含め皆様がご覧になったことと思います。

この内灘町は、これからの震災復興に向けて国や県との大切な連携を継続していかなければならないし、大規模な災害に対しては誰かの責任という類いのものでないことは明々白々でございます。

地震が起きたのは元旦でした。里帰りする中被災し、被災地にとどまらざるを得なかった職員もいらっしゃったそうです。急ぎ役場に集結できた職員の皆様は、被害の程度が明らかになるにつれ、驚き、目がくらむ思いだったことでしょう。

あの日以来、寝ずに、帰れずに対応し続けた職員皆様のご心労、ご苦労はいかばかりかとはかりかねます。未経験、初めての業務、即時の対応、被災者の安全確保、支援物資などの受入れ、仕分作業と配布、避難所の運営管理、被災家屋調査、数え切れないほどの震災対応業務に多忙を極めた環境で対応し続けてくれた町職員の皆様には、感謝でいっぱいです。

私も、被災者の皆様からいただいた要望、支援の依頼、相談などを受け、職員の皆様には負担をかけてしまった面もあったかもしれませんが、本当によく対応してくださいました。ありがとうございます。

復旧・復興は始まったばかりではありますが、心と体の体調管理には気をつけながら、町民皆様に丁寧に寄り添った対応をこれからも続けていただきますよう、心からお願いいたします。

川口町政は、被災者対応に関しては、いち早く町独自の義援金口座を設置していただいた

おかげで全国各地から多額の支援を受けることができ、被災者の皆様へ希望の光を届けてくれましたこと、私も被災者の一人として大変うれしく、心強く感じました。

また、町独自の支援として、県の住宅耐震化促進事業補助金に最大100万円を上乗せし、被災宅地等復旧支援事業補助金に最大192万を上乗せする対応を図ったほか、生活再建特別給付金の支給も行われています。

また、令和6年度の区費等を徴収しない北部4地区に対しては、被災地区運営支援金の支給を決定し、地区の要望にしっかりと応じてくださいました。一日でも早く被災者の方々が前に進めるよう、また地元へ帰ってくるときにコミュニティが維持されているよう、支援の充実に取り組んでおられるわけでございます。

川口町長はまた、公営住宅設置の要望を受け、北部地区に設定されている市街化調整区域を外せるような場面で要望されているようで、県の取組に期待するものであります。

公費解体によってたくさんの家屋が解体、撤去されていき、地域の風景は日ごとに変わっていきます。寂しさを感じるものの、復興への歩みは着実に進んでいるところでございます。被災した各自治体も内灘町も、復旧・復興に向けて着実に前進を続ける中、日常をいち早く取り戻す努力は、被災者も被害のなかった方々も皆、心を一つにして取り組み、この複雑に絡み合った困難を乗り越えていかなければなりません。そんな大切な、大切な、大切な時期なのではないでしょうか。

川口町政の描いた内灘駅周辺整備事業基本構想や内灘海岸・放水路回遊空間整備構想など、明るい未来の内灘町につなげていく私たちの夢は、震災の影響を受け一時停止せざるを得ない状況となっておりますが、内灘町の玄関口の利便性と機能性の向上やにぎわいづくりの早期実現をして、内灘町の経済産業を育成、発展させるべく注力していただきたい

と強く感じています。

本日から内灘町商工会主体で発売され利用が開始されるプレミアム付商品券に対して支援を行いますし、第6弾の地域応援クーポン券も発行したりと、震災の影響を受けた地域経済の活性化を図ったことも、事業者、利用者双方にとってはうれしい取組となります。

また、子育て世代に対しては、この2学期より、中学校給食費の無償化による支援が開始されました。物価高騰の中、家計負担の軽減につながるこの取組は、中学生を持つ親御さんからは喜びの声も届きます。

川口町長が可能な施策はいち早くスピード感を持って行っていることに対して、私たち議員も賛同し、可決に至っております。これまでに否決となった議案は一つも見当たらないことを鑑みると、すばらしい町政運営が行われてきたことの証左と言えるのではないのでしょうか。

私も、自宅が準半壊した被災者の一人として伺いたいと思います。内灘町のリーダー川口町長、長く辛抱されている被災者には希望が持てる、そして内灘町民全員に対しては明るいビジョンがイメージできるようお示しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。任期5か月を残すばかりとなりましたが、引き続き4期目も内灘町を希望ある未来へと力強く導いていく、その決意と覚悟を皆様に示してはいただけないでしょうか。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 皆様、おはようございます。

先月発生いたしました台風10号は、これまでにない動きを見せ、列島各地で大きな被害をもたらしました。県内においては、台風による大きな影響はありませんでしたが、今後、台風や大雨に細心の注意を払い、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

9月に入り、いまだに暑い日が続いており

ます。町民の皆様におかれましては、どうかご自愛いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、磯貝議員のご質問にお答えいたします。

本年元旦に発生した能登半島地震においては、本町ではこれまでに経験したことのない未曾有の大災害となりました。

発災から8か月が過ぎ、被災されました皆様におかれましては、慣れない応急仮設住宅や傾いた我が家で今なお不自由な暮らしを強いられ、今後の生活の見通しが見えない不安な中での生活を続けられております。

先月20日から開催いたしました被災地区での住民説明会では、被災された方々の復旧・復興に向けた切実なる声をお聞きし、一日も早くかつての日常を取り戻さなければならないと強く感じたところでございます。

町においては、職員一丸となって震災対応を最優先に取り組み、これからの復旧・復興に向け、明るく希望の持てるまちづくりを推進しなければならない。こうした状況の中で、今、町政運営を投げ出すわけにはまいりません。

私の信条といたしましては、町長は、町民の安全・安心を第一に考え、行動しなければならないと考えております。強いリーダーシップと覚悟を持って、この震災からの復興に向け、町復興計画の基本理念である「ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘」の実現に向け、スピード感を持って最後まで全力で取り組んでまいり所存でございます。

平成25年に町長に就任して以来、今日に至るまで、公約に掲げました政策の全てに取り組み、着手することができました。これもひとえに議員各位と町民の皆様の深いご理解と温かいご支援のおかげと心から感謝を申し上げます。

現在、任期3期目ではありますが、令和2年以降、新型コロナウイルスが世界規模で猛威を振るい、町民の皆様の生命を守るため、ワクチ

ン接種など各事業に全力で取り組んでまいりました。また、いまだ、内灘駅周辺整備や内灘海岸の活性化、図書館の整備など取組中の事業もあり、大変大きな行政課題も残っております。

町民の皆様から引き続きご支援をいただけますならば、町の復興を第一に、これまでの行政課題にも積極的に取り組み、町民の皆様が安心して住んでよかったと誇りの持てる内灘町を実現するため、不退転の決意を持って粉骨砕身、この身を町政運営のかじ取りのためにささげる覚悟しております。

私の4期目へのご決意を申し上げまして、磯貝議員のご質問の答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 ただいま川口町長より、復興への覚悟と内灘町の未来への責任、これを力強く町民に示されたわけでございます。今後とも、掲げた政策に対する責任を果たしていただいて、そして明るい未来へと、安心・安全のまちづくりへとつなげていっていただきたいという願いがあります。

そしてもう1つ、私が震災当初から頂戴していた声をまとめたお願いが1つあります。それは、なじみの地域を離れて避難生活を余儀なくされている被災者の元へ、寂しくお過ごしになる皆様の元へ、また足を運んでいただいて、顔を見て、先ほどのお気持ちを直接聞かせてやってほしいです。

よろしくお願いします、いかがでしょうか。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

町民の皆様と今後もしっかりと寄り添って、一日も早い復興・復旧に向け事業を進めてまいりたいと決意をしております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。そのお人柄はね、必ず皆様の心に届くと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2問目は、子供たちが安心して遊べる屋内運動施設を造れというものです。

7月、津幡町の森林公園内に県が整備した木育施設「もりのひみつきち」が話題となりました。また、かほく市には、3年前の4月にオープンした「あそびの森 かほくくる」が整備されています。それぞれドッグランやカフェが併設されており、人々の集いの場として人気となっている場所でございます。

先月、河北郡市議員研修会で視察したときには、お子様連れの方々が多くいらっしゃり、にぎやかな空間にとってもよい雰囲気だなと感じたものでございます。

現在、内灘町において、そういった屋内に遊具を常時設置し、就学前児童や小学校低学年を対象とした運動施設はございますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長【七田満男君】 中川裕一町民福祉部担当部長。

〔町民福祉部担当部長 中川裕一君 登壇〕

○町民福祉部担当部長【中川裕一君】 お答えいたします。

町には、乳児から小学校児童を対象とした屋内施設といたしまして、子育て支援センター「カンガルーム内灘」がございます。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 向陽台にありますカンガルーム、こちらが内灘町で言われる屋内遊具施設があるということでお答えいただきました。

こういった、今現在内灘町にある施設ももちろんあるんですけども、先ほど町長が力強くおっしゃっていただきました、その公約

に対する取組を進めている内灘町新図書館基本構想の具現化の際には、親しみ深い愛着のある施設として、今ほどお答えいただいた現在の施設の集約化も併せて、多くの町民が集い、いつでも来客者でにぎわっているような屋内運動施設の設置を検討できないでしょうか。

また、屋内に限らず、屋外でもいいと思います。例えば、子供から大人まで楽しめる噴水公園。水と親しんでね、地面から水がシュッシュと出ると子供たちがきゃっきゃきゃっきゃ喜ぶ、そんな姿をおじいちゃん、おばあちゃんも見たり、親御さんと楽しむ、そういった親水空間であったり海岸の砂を用いた砂場、そういったものを、自然豊かな内灘町の特徴を生かしたものを、同じように新図書館基本構想に盛り込み、含みおきしておくことはできないでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長【七田満男君】 上出勝浩教育部長。

〔教育部長兼学校教育課長 上出勝浩君 登壇〕

○教育部長兼学校教育課長【上出勝浩君】 ご質問にお答えいたします。

近年建設されました公立図書館では、子供たちが楽しく過ごせる空間を設けるところが多くございます。中でも石川県立図書館においては、屋内の子供スペースに遊具を設置したり、屋外では、本を持ち出し自然の中で読んだり、公園のように自由に遊ぶこともできます。

議員ご提案の屋内外の運動施設などの設置につきましては、新図書館の計画を進める中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 前向きな答弁と捉えていいのか、他図書館についてもそういった施設があるということで、内灘町にもやっぱりね、人が集まれる場所、常に人がいてにぎわいを見せているような、そんな明るい話がたくさん出てくるといいなというふうに考えてお

ります。

これからの内灘町の人口減少は加速していくわけございまして、これは間違いなく起こることです。あるいは、もう既に加速度的に進んでいるのかもしれませんが、町内の類似施設など、統廃合を検討できるものはいち早く取りかかる必要があると私感じておりますし、常時集客可能な施設を整備または更新を進めるといったことなどは、喫緊の課題として取り組んでいく必要があると常に考えておかなければならないと思います。

それでは、3問目の質問に移りたいと思います。

3問目は、マイナンバーカードの利用環境向上へ積極的な取組が必要だというものでございます。

平成27年の10月に、住民票のある国民一人一人に付与されたマイナンバーでございますが、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現、これを目的に導入され、平成28年1月よりカードの交付が開始されましたが、マイナンバーカードの普及促進のためにマイナポイントの付与といった取組が行われてきました。

はや8年となるこの取組ですが、町民全員がカードを持っているわけではまだございません。約8割弱にとどまっている現状でございます。

マイナンバーカードを持っても、使わない、どこで使うのか、どうやって使うのかといった声を今でも聞くわけございますが、身分証明書としての機能はもちろん、コンビニで住民票など各種証明書の取得ができるようになりましたし、健康保険証とひもづけすることで、医療機関の受診時などで利用機会が広がってきています。

こうした取組に加えて、さらなる利用環境の向上、利用機会を図っていくことでマイナンバーカードの利便性をより認識していただける機会を増やしていくことが必要ではない

でしょうか。多くの方が利用することで、新しい価値の創造につながっていくこともあると思われるのです。

例えば、町内で買物をするといったときにマイナンバーカードを利用できたとしますと、買物のたびに使う、ふだん使いをするうちに、買物、イコール、マイナカードといったイメージとなります。ポイントがつくからカード払いをする、現金還元があったり小銭を出さなくてもいいのでQRコード決済や電子マネーで清算をする、そういった方も随分と増えたように感じます。

利用者にメリットがあれば、利用したいと感じますよね。川口町長はじめ執行部の皆さんは、QRコードや電子マネーは利用されていますか。

そこで、考え方の一つの例として捉えていただけるといいのですが、我々もですが、町長、副町長、教育長の報酬や手当の一部を自治体マイナポイント、こういったもので受け取るという考え方です。自治体ポイントを導入して、町のトップ三役から進んで利用することでその利便性を深くご理解いただいて、ふだん使いにつなげていくのはどうでしょうか。

地域通貨については次回やっていこうと思いますので省きますが、自治体マイナポイントに対してお考えをめぐらせていただけないでしょうか。各所にある公民館へ赴けば自治体ポイントがもらえる、歩けば歩くほど自治体ポイントがもらえる、町のイベントに参加したら自治体ポイントがもらえる、ボランティア活動をしたら自治体ポイントがもらえる。そういった施策の積み重ねで、福祉タクシーなど、これからの時代、ライドシェアのような取組があった場合に自治体ポイントで支払う、そういった新たな取組につなげられていくのがこの自治体ポイントの魅力だと感じて、私は推して推しているのです。

マイナンバーカードの利用機会を増やすと同時に、利便性の向上を行い、新たな町の施策

へとつなげていき、結果、魅力あるまちづくりを復興とともにやっていけないのではないかと感じるわけでございます。

今後は、紙の保険証が廃止され確認証が発行される、マイナ保険証と福祉施策との整合性、子ども医療施策などとの整合性を図っていかなければならないなど課題はありますが、まずはマイナンバーカードの利用環境の向上へ積極的な取組が必要だと強く感じているところでございます。

このマイナンバーカードの利用促進の提案についてどうお感じになるのか、聞きたいのです。そして、まだ交付率100%には至らない状況がある中、今後の利用環境向上への積極的な取組、こういったものなど町の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長【七田満男君】 松井賢志総務部長。

〔総務部長 松井賢志君 登壇〕

○総務部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードは、議員申されましたように、コンビニでの住民票などの取得や、オンラインでの行政手続、そしてマイナ保険証として利用できるなど、デジタル社会の基盤を支える大変重要なツールであると認識しております。

町としましては、マイナンバーカードの普及促進に当たり、その利用環境を一層向上させ、町民の皆様が利便性を実感できるような施策が必要であると考えております。

また、近年では、自治体マイナポイントを活用する取組事例もございます。

今後、マイナンバーカードを活用した取組については、こうした全国の先進事例を参考に費用対効果や課題を整理し、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 私が今回、マイナンバーカードの話はちょっとふわっとした考え方

の話でございますので、今後のその取組の姿勢というものを今確認をさせていただいたわけでございます。

今後も続く困難な町政運営の中で、こういった先を見た夢のある施策も同時に併せてやっていかなければならない難しい町政運営だとは思いますが、町民一丸となってこういった困難に打ち勝ち、皆様に内灘町をつくっていただくではありませんか。

本日はご清聴ありがとうございます。

質問を終わりたいと思います。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 議席番号10番、社会民主党の清水でございます。

まず冒頭に、先月、8月25日曜日に開催されました西荒屋地区での震災復旧・復興に関する地区説明会において、質問中の被災者が意識を失い、緊急搬送をされました。公民館での救命救急で一時的に息を取り戻されましたが、残念ながら搬送先の病院でお亡くなりになりました。死因は、くも膜下出血とのことでございます。まず心よりご冥福をお祈りをいたしまして、質問に入っていきたいというふうに思います。

私の質問は、1つ目に令和6年能登半島地震内灘町災害復興本部及び内灘町災害復興計画検討委員会について、2つ目にはマイナ健康保険証について、3つ目には内灘高校横・準幹10号線の整備について、4番目に入札制度について変動型導入をいつ行うのか、この4点を質問をさせていただきます。

それではまず、質問の第1、令和6年能登半島地震内灘町災害復興本部及び内灘町災害復興計画検討委員会とはなぜ非公開なのか、その理由をお聞きしたいと思います。

町は5月1日に、町長を本部長とする令和6年能登半島地震内灘町災害復興本部を立ち上げ、さらに、能登半島地震からの復興に向け内灘町災害復興計画を策定をするための内灘

町災害復興計画検討委員会、これを設置されました。その第1回の会議が8月2日に開催されています。

そして、この会議は翌日、8月3日の新聞報道に掲載されておりますが、その内容を見ると、冒頭に川口町長が挨拶をして、意見交換は非公開であったとの記載がなされているのであります。

私の最初の質問は、意見交換を非公開としたのは事実なのかどうかの確認と、事実ならば、復旧・復興に向けた町としての政策を協議をして立案していく過程の重要な会議をなぜ非公開にするのかをまずお聞きをいたします。

私は、7月18日に開催された議会、復興対策特別委員会でも申し上げましたが、内灘町の災害関連死の申請数が、他の自治体全てが公表しているのに、内灘町だけが非公表ということで報道をされておりました。これに対し町民が「なぜ内灘町だけが非公表なん」、そんな声も私のところに届いております。町民が不信や疑問を抱いている、私は全協の中でそんな指摘をさせていただきましたが、それと同じことが今回、町民が不信と疑問に思うことが再びなされたのであります。

能登半島地震内灘町災害復興本部及び内灘町災害復興計画検討委員会は、非公開として町民も傍聴ができないのか、その点をお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 宮本義治復興推進担当部長。

〔都市整備部担当部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部担当部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

町災害復興本部会議につきましては、災害対策本部を継承し設置したものでございます。

災害復興本部会議での検討事項は、意思決定の過程段階の内容であるため、公開はしておりません。

また、第1回内灘町災害復興計画検討委員会につきましては、被災地区の協議会の代表

の方も委員となっており、各被災地区の被害状況などの発言に個人情報などが含まれる可能性があることから、公開しておりませんでした。

次回以降につきましては、個人情報等に配慮し、傍聴も含め、公開する方向で開催したいと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 今の答弁、検討委員会は公開をしていくということによろしいですね。——はい。

もっともっと、災害の実態も含めて外に向けて発信をしていく。何かそんなことを覆い隠したら、逆に町の施策に対する不信やら疑問が出てくるんだらうというふうに思いますので、よろしくお願いします。

2つ目に、議事録はどのようになっているのか、お聞きをいたします。

その2つの会議の議事録でありますけれども、これらの会議の議事録は当然取られていると、そして保管がされているというふうに思います。今ほど個人情報等の答弁がございましたけれども、とりわけ復興計画検討委員会、これについては、その会議の議事要旨が今ホームページに多くのスペースを割いて出ております。

これらの会議議事録、原則は全て公開でよいのかどうかを確認をしたいと思います。考えをお聞かせください。

○議長【七田満男君】 宮本義治復興推進担当部長。

〔都市整備部担当部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部担当部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

災害復興本部会議の議事録につきましては、意思決定の過程段階の内容のため、公表はしておりません。

また、内灘町災害復興計画検討委員会の議事録は、個人情報などの非公開情報を除き、原

則、公開と考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 私は、その意思決定過程が非常に重要だと思います。どういう議論がされて、どのような考え方の下に町の施策が決定をされているのか、このことが一番町民が知りたい。町の施策やら方針というのはどのように決まっていくのか、それが本当に重要なんだというふうに思いますので、ここで議論をしようとは思いませんが、その方針を変えていただきたい。

意思決定過程を公開していくのは当然でありますよ。町民が主役の町なんですよ。町民の声をどれだけ執行部が反映をしているのか、私たち議会はそれをチェックしていきます。ぜひとも再考をお願いをしたいというふうに思います。

2つ目の質問に入ります。

マイナ健康保険証についてお伺いをいたします。

マイナ保険証については、昨年の9月会議で一般質問をさせていただいております。あれから1年が経過をしました。いよいよ現行の紙の健康保険証が新規に発行をされなくなる12月2日まで、あと3か月となったところでございます。

まず最初に、全国、そして石川県、そして当町のマイナンバーカードの交付状況をお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 中川裕一町民福祉部担当部長。

〔町民福祉部担当部長 中川裕一君 登壇〕

○町民福祉部担当部長【中川裕一君】 お答えいたします。

令和6年7月末現在のマイナンバーカードの人口に対する保有率は、全国で74.5%、県で77.6%、当町、町では78.4%でございます。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 ありがとうございます。

政府は、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせたマイナ保険証への一本化を目指し、最近よくテレビ等で盛んに普及を呼びかけているものの、その利用率は低迷が続いており、全国全体で利用率が11.13%というふうに聞いております。

当町でのマイナ保険証の利用率はどれくらいなのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長【助田有二君】 ご質問にお答えいたします。

本年6月現在、本町のマイナ保険証の利用率は、国民健康保険で22.13%、後期高齢者医療保険は16.51%でございます。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 それでは次に、様々な理由でマイナンバーカード、そしてマイナ保険証を所有していない人がまだまだいらっしゃいます。

政府は、12月2日で現行の健康保険証を廃止することを強調をして強制的にマイナ保険証移行を促す、私から見ればそんな姿勢を示しているわけでございますけれども、マイナ保険証を所有していない人の健康保険証は今後どのようになるのかをお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長【助田有二君】 お答えいたします。

現在の健康保険証は、議員ご質問の中にもありましたとおり、本年12月2日以降、紛失したとしても新たに発行することができなくなります。

マイナンバーカードを保有していない方

たはマイナンバーカードをお持ちでも保険証として登録されていない方などにつきましては、加入している保険者から資格確認書が交付されます。その資格確認書を医療機関に提示することで、これまでと同様、保険診療を受けることができます。

なお、12月1日までに交付される健康保険証につきましては、保険者によって有効期限は異なるため一律ではございませんが、最大1年間有効とする経過措置が設けられていることから、経過措置が終了するまでその保険証が使えるものでございます。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 健康保険証が廃止をされて、資格確認書ですか、が発行されるということで、それが保険証と変わらない、そんな解釈になってしまうんですが、その有効期間が1年間というふうにお聞きをしましたけれども、5年間延長できるということなんですが、それはどうなんですか、確認お願いいたします。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長【助田有二君】 ご質問にお答えいたします。

資格確認書の有効期間を、保険者によって最大5年間まで設定できると国はしております。

石川県の場合、内灘町は1年間として、また翌年、マイナ保険証をお持ちでない方は更新していくという考えでございます。

以上です。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 そういう言い方が町民が勘違いをしてしまう。頭から、だから5年間有効になるんですよと言えれば安心につながるわけですので、「1年間しか使えない」って言われたら「その後どうするがや」ということに

なりますので、町の広報活動のところに気をつけていただきたい。要請をしておきます。

政府のほうは、マイナ保険証導入の目的に医療の質の向上を掲げておりますが、現場のお医者さんからは、投薬情報は直近の1か月分は反映されず、お薬手帳のほうが役立つ、そんな声が聞かれます。加えて、医療情報の提供とプライバシーの問題も指摘されているわけでございます。

このように、様々な理由でマイナンバーカード、マイナ保険証を所有していない人に、マイナ保険証への強制ではなく、不信と不安を与えないように、町として、健康保険証は12月2日に廃止されますが、今ほど言いましたように、資格証明書が代わりに郵送され使用できますということの広報を、町としての広報活動を推進を図るべきだ、そのことが町民の不信、疑問に答えていくんだろうというふうに思いますが、町の見解をお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

町では、マイナ保険証に関しまして、ホームページに制度の内容を掲載しており、7月の国民健康保険証及び後期高齢者医療保険証の更新に際し、チラシを同封し、周知に努めております。

引き続き、国や県と連携し、マイナ保険証の普及啓発を行うとともに、利用促進に努めてまいります。

また、先ほどありました、資格確認書、5年間の期間についてもしっかりと啓発したいと思っております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 国の方針ですから、町長の答弁はそんなことだろうというふうに思いますが、これは昨年の議会で質問したときも同じでございました。

私の今言ってるのは、先ほども言いましたが、内灘オリジナル、内灘町の町民にもっと分かりやすく、政府や県が出してくる資料よりも、今言われた資格確認書の在り方なんかも含めて、町民が安心して暮らしていける、その広報を強めていただきたいというふうに思います。

3つ目の質問に移ります。

内灘高校横・準幹10号線の整備について伺いをいたします。

この質問も昨年12月会議で取り上げさせていただきました。

（仮称）内灘海岸・放水路回遊空間整備に準幹10号線の整備を加える考えがないのか、質問をしました。副町長より、準幹10号線の整備は、放水路回遊空間整備とは別に道路整備として進めており、現在、地権者と協議中であるということで、回遊空間整備に加える考えはないという答弁でございました。

町と地権者との協議と整備の進捗について、状況をお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 上前浩和都市整備部長。

〔都市整備部長 上前浩和君 登壇〕

○都市整備部長【上前浩和君】 ご質問にお答えいたします。

これまでの協議においては、地権者が土地を利用していることから、売却の意思はないとのことでした。

売却意思確認のため、町から再度地権者に連絡したところ、現在の町の考え方を確認したいと返事があったことから、今月中には話し合いの場を設けられるよう進めているところであります。

町としましては、準幹10号線整備の必要性など、事業について改めてご理解いただけるよう、地権者と協議してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 スピード感がないように思います。

私のほうから部長に、あその土地は何か売買したよという情報も入ってるよ、どうなってるんだということをお聞きをしました。登記上そういうふうにはなっていないということでございますので、法的にはそうならないんだろうというふうにと思いますが、ぜひとも準幹10号線、整備をして早急に地権者との話し合いを進めていただきたいと思います。

2つ目に、準幹10号線整備との関連でお聞きをいたします。

建設工業新聞、24年の7月19日金曜日の掲載で明らかになりました、内灘町に物流拠点計画、千鳥台でボーリング調査着手についてお聞きをいたします。

この計画予定地、場所は現在のコンフォモール内灘の北側で、千鳥台5丁目の住宅街とスケボーのAKAKEN PARK（アカケンパーク）の間の区域でございます。

これは新聞に報道されておりましたけれども、この計画の中身について町が把握している内容をお聞きをいたします。

同時に、その計画そのものが町の都市計画、土地用途あるいは町と土地管理者との間で締結している協定から見て問題がないのかについてもお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 奥田隆幸企画課長。

〔企画課長 奥田隆幸君 登壇〕

○企画課長【奥田隆幸君】 ご質問にお答えします。

本件につきまして、町は事業者から事前に一部情報提供を受けておりましたが、民間の事業活動情報で事業者間で協議中の段階と伺っており、いずれのご質問についても町から公表できることはございません。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 ここは議会の場なんです。私、弁護士にもお聞きをしました。民間との間のそういう公表の在り方について、議会

の中で明らかにできないということはあるのか。議会は、法的には、その公表したことによって損害賠償請求なりそういうものは受けることはないというふうに私は聞いています。

そんな中で今の答弁、公表できないと言うなら公表できないんだろうと思いますけれども、後に尋ねた件、都市計画並びに業者間との協定、その見地からはどうなんですか、お聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 奥田隆幸企画課長。

〔企画課長 奥田隆幸君 登壇〕

○企画課長【奥田隆幸君】 ご質問にお答えします。

現在、事業者間で協議中の段階と伺っておりますので、ご質問について町から公表できることはございません。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 公表できないということは、それは理解します。

ただ、議会との関係で、町が知っていることあるいは、先ほど言いましたけれども、町が事前につかんでたということですから、その内容あるいは、私が今質問を掲げてます都市計画、そして管理者と町との協定に問題はないのか。その点について、全員協議会あるいは委員会の中で明らかにしていただきたい、そんなふうに思います。要請をしておきます。

いずれにしても、準幹10号線、コンフォモール内灘及び内灘海岸のにぎわい創出からも早期の整備が望まれております。現在では、5丁目の小学生あるいは中学生が登校時に通学路として使用しているのも目にいたします。

早急に準幹10号線の整備が必要と考えますけれども、町の考えをお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 上前浩和都市整備部長。

〔都市整備部長 上前浩和君 登壇〕

○都市整備部長【上前浩和君】 ご質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、地権者の方には、準幹10号線整備の必要性など、事業について改めてご理解いただけるよう、粘り強く協議してまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 粘り強く頑張っていたきたいというふうに思います。

最後の質問でございます。これについても昨年の12月7日に提案し、お聞きをいたしました入札制度の変動制への導入でございます。

町長は、導入は令和6年度でという答弁をいただいています。変動制導入はいつから実施の予定なのかをお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 松井賢志総務部長。

〔総務部長 松井賢志君 登壇〕

○総務部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

町では、より公正性や透明性が高い入札制度にするため、変動型最低制限価格制度の導入に係るシステム改修経費を令和6年度当初予算にて計上いたしております。現在準備を進めており、本年11月1日からの実施を予定しております。

また、変動型への移行に当たり、町広報やホームページ等で制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 入札制度の変動制の導入、11月1日からということで、ありがとうございます。早急に実施をお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【七田満男君】 2番、土屋克之議員。

〔2番 土屋克之君 登壇〕

○2番【土屋克之君】 議席番号2番、公明党の土屋克之と申します。

公明党のキャッチコピーは、「小さな声を聴

く力。公明党」です。これには、全国約3,000人の地方議員と国会議員のネットワークで生活者の声を聞き取り、国政につないで、予算や法律に反映してきた公明党の取組が表現されています。私もその一員として徹して、町民の皆様の声を聴いた上で、質問させていただきます。

本日は、「粗大ごみをメルカリ販売に」及び「高校生等通学支援に対象外・内灘高校生を」の2つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。

能登半島地震から8か月を過ぎましたが、まだまだ西荒屋地区を中心に約300戸、約800人の方々が自宅を離れて暮らしています。公費解体の申請も約250戸に及ぶと思われ、家の中の片づけでは最終段階に入っている方々が多くいらっしゃることでしょう。

そこで、皆さんはこんな言葉を聞いたことがありますか。「公費解体で片づけが大変やわ。疲れて、もったいないけど、まだ使えるものも捨てとるわ」というような言葉です。私の実家も公費解体に向けて準備していますので、本当にそう感じます。

もったいないは、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エコキュート、ガス給湯器、ボイラー、洋便器、家具、布団、茶わん等調理器具、枚挙にいとまがありません。

ここで質問です。災害ごみの粗大ごみ等について、リユース——再利用という意味なんですが——する仕組みを検討されたことがあるか、教えてください。お願いします。

○議長【七田満男君】 中川裕一町民福祉部担当部長。

〔町民福祉部担当部長 中川裕一君 登壇〕

○町民福祉部担当部長【中川裕一君】 お答えいたします。

災害時は、損傷するなどして処分せざるを得ない粗大ごみなどが一時的に大量に発生し、早急に処理をすることが求められるため、リユース（再利用）する仕組みを検討したことは

ありません。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 2番、土屋克之議員。

○2番【土屋克之君】 私も公費解体の当事者なので、それどころではないことはよく分かります。

ここで、新聞記事を紹介させていただきます。

それは「粗大ごみ、メルカリで販売」というタイトルで、内容は、家庭から回収した粗大ごみのうち、再利用が可能な家具などをフリーマーケットアプリ「メルカリ」で販売する動きが自治体に広がっている。リサイクルを進めることで、ごみ焼却時に排出される二酸化炭素を削減する狙い。希望者への無償譲渡や再資源化に取り組む事例もある。

兵庫県西宮市は、回収依頼が増加傾向にある粗大ごみの減量に向け、2022年10月からメルカリへの出品を開始。購入者が現品を確認してから引き渡している。

これまでにソファや衣装ボックスなどを販売し、計57品（計8万2,800円）が売れました。市民のリユース意識を高めるのが目的で、美化企画課は「売れるということに気づき、自分でもやってみようと思ってもらえたら」と説明する。

22年5月に全国で初めてメルカリを使った粗大ごみの販売を始めた愛知県蒲郡市は、23年10～12月、使える資源の選別から発送までの業務をシルバー人材センターに委託する実証実験を行った。

実験期間の出品数は202品と、前年度の同じ時期（18品）に比べて大幅に増加。高齢者の雇用創出にもつながる「がまごおりモデル」として発信している。

静岡県袋井市と森町、袋井市森町広域行政組合は、地域情報サイトを運営する掲示板アプリ「ジモティー」と提携。ごみ処理施設に持ち込まれた粗大ごみで再利用できる家具などをサイトに出品し、希望者に無償で譲渡している。23年度までに計490品が譲渡され、トー

タルで約2.9トンのごみが削減された。

という内容ですが、特に、使える資源の選別から発送までの業務をシルバー人材センターに委託する「がまごおりモデル」が興味深いです。インボイス登録で消費税の納税が増えた内灘町シルバー人材センターさんの仕事を増やすことができれば、一石二鳥ではないでしょうか。

災害の粗大ごみ等をリユース（再利用）する仕組みづくりは、ハードルが高いとしても、前例があることは学びやすいのではないのでしょうか。検討の余地がないか、お聞かせください。お願いします。

○議長【七田満男君】 中川裕一町民福祉部担当部長。

〔町民福祉部担当部長 中川裕一君 登壇〕

○町民福祉部担当部長【中川裕一君】 お答えいたします。

町のごみ減量化施策といたしましては、不用品の交換情報を「知っ得情報」として広報に掲載し、利用可能な物品の再利用（リユース）を促進しております。

また、河北郡市広域事務組合では、リサイクルプラザに持ち込まれた自転車や家具等で状態の良いものは修理して展示し、低価格で抽選にて提供されております。

災害時は、被災住宅などから多量の片づけごみが発生するため、現在、町では災害廃棄物仮置場を設置しております。多量の災害ごみを円滑に受け入れ、迅速に処理することは、被災住宅などの復旧を支援するために重要であると考えております。

先ほども申しましたが、災害ごみを早急に処理したいため、災害ごみのリユース（再利用）については考えておりません。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 2番、土屋克之議員。

○2番【土屋克之君】 今お聞かせいただいたとおり、修理して使えるものは抽選でと聞きましたが、それはちょっと知らなかったもの

で、ありがたいことだなと思います。

しばらくは河北郡市クリーンセンターに災害の粗大ごみ等が運ばれるだろうとしても、やはり部長おっしゃったとおり、なかなか早めに進めることを進めないという意識はとても分かるので、それもそうかと思います。

しかし一方で、二酸化炭素削減も含めて、また一方で大事なこともあるなど、どうすればいいのか、また悩むところです。

関連してもう1つ、役場内や学校、保育所等、第三セクターなど、不用物品が出た場合、リユース(再利用)などどのようにされていますか、お聞かせください。

○議長【七田満男君】 山田卓矢総務課長。

〔総務課長 山田卓矢君 登壇〕

○総務課長【山田卓矢君】 ご質問にお答えいたします。

町では、限られた予算の中で、不要な物品が発生しないよう、長期的な使用を前提に必要なものだけを購入するように努めております。

また、使用が不要となり、利用可能な物品が発生した場合は、庁舎や各公共施設にて再利用を行っております。

今後は、メルカリなどのサイトでの販売についても調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 2番、土屋克之議員。

○2番【土屋克之君】 分かりました。お答えいただきましたように、限りある資源を有効活用する循環型社会の形成を推進願います。

少し話は替わりますが、250戸に及ぶと思われる、公費解体される方々の雑損控除を受ける確定申告ですが、来年2月、3月に集中すると思われます。今のままですと大変に分かりにくく感じていまして、公費解体された方々の雑損控除に特化したフローチャートを作成していただけないでしょうか。フローチャートというのは、こんなふうに進めると分かりやすいという、行き届くという。

私は、公費解体されたほとんどの方々が、「令和5年分確定申告の手引き」の21ページ、「雑損控除」「控除される金額の計算欄」と「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の2枚で計算が事足りると考えていて、そこへ導くようなフローチャートが実務的かと考えます。いかがでしょうか。

○議長【七田満男君】 北野享税務課長。

〔総務部担当部長兼税務課長 北野享君 登壇〕

○総務部担当部長兼税務課長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

雑損控除とは、災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合に受けられる控除であり、公費解体の有無が適用条件とはなりません。

国税庁では、雑損控除の適用を受けようとする納税者向けに「令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ」及び「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を作成するため、「雑損控除における『損失額の合理的な計算法』」と題したリーフレットも作成しております。

今回の地震により住宅や家財などに被害を受けた方も、公費解体をする方もしない方も、雑損控除が適用になるかをご判断いただき申告していただくものと考えており、公費解体の有無と雑損控除の適用とは関係がないことから、町独自で公費解体をされた方に特化した雑損控除適用に用いるフローチャートを作成することは考えておりません。

町ではこれまで、金沢税務署と共同で雑損控除の申告に関する説明会を開催しており、現在も、納税者の皆様からの申告相談や内容に応じ、税務署での相談を促すなどの対応を取っております。今後も制度の周知などに努めてまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 2番、土屋克之議員。

○2番【土屋克之君】 私も、今年の3月12やったか13やったかに確定申告書出しまして、

ちょっと用紙を頂いたんですけども、6ページも7ページもありまして専門用語が並んだもの、今部長おっしゃった盗難とか横領は公費解体には関係してないこともあって、その全部を含めたものを網羅してある説明書きなんです、ちょっと読むのが大変やったみたいなのところがありました。

この支援とか制度というのは、こんなに緊急で、そしてこんなに大変な方々多い中、一番大変な思いした方々に支援制度を分かりやすく、途中でやめたということなく、諦めることなくやってみようという気にさせるのが、行政に携わっている方々の使命かと思います。もちろん私たち議員もそういう使命を担っていると思います。

やっぱり難しいものはやってみようという心にさせる、そういう優しさが大事かと思いますので、またどこかの広報の隅にでも、2ページで事足りるような案件もあるから役場においでくださいというような言葉を備えてくださればなと思います。

2つ目の質問です。

高校生等通学支援給付金についてですが、簡単に言えば、内灘町に住所を有する高校生等の保護者さんに対して、令和5年10月から、お一人、月1,000円の通学支援給付金を支給しますとなります。予算説明では、令和5年10月1日からの浅電の運賃値上げに伴うものであります。

ここで質問です。この予算の段階で対象外となった内灘高校生で内灘町以外に在住の通学高校生のことは議論に上がらなかったのか、お聞かせください。お願いします。

○議長【七田満男君】 奥田隆幸企画課長。

〔企画課長 奥田隆幸君 登壇〕

○企画課長【奥田隆幸君】 ご質問にお答えします。

高校生等通学支援制度は、北鉄の運賃値上げを契機に、町内に住所を有する高校生等を対象として、子育て世帯の通学に係る負担軽

減を図る目的の制度であり、検討の段階で、町外から通学している高校生についての議論は行っておりません。

○議長【七田満男君】 2番、土屋克之議員。

○2番【土屋克之君】 分かりました。

私は令和2年9月会議に、次のような一般質問をさせていただきました。

令和2年5月26日付北國新聞の記事の紹介から始まりますが、宝達志水町は列車で宝達高に通う生徒を支援するため、定期乗車券代金の3割を補助する。生徒が高校を経由して町に申請すれば、保護者の口座に10月と3月の年2回振り込まれる。町教育委員会によると、現在、同高校生87名がJR七尾線やIRいしかわ鉄道を利用している。通学の利便を図ることで生徒数を維持し、高校の存続と発展につなげるとしているという記事の内容でした。

そこで、宝達高と同じく内灘高も、通学につきましては町民を問わず利便を図ることで生徒数を維持し、高校の存続と発展にもつながるのではないのでしょうか。確かに国のほうで大学、短大の学生には支援がありますけれども、それにしても、先ほども言いましたとおり、大変に負担がかかる世代でもありますし、学生全般にこのような鉄道通学定期代補助のお考えがないか伺いさせてくださいというような4年前の質問でした。

町のご答弁は、「議員ご提案の、学生全般を対象とした町内公共交通における通学定期券の助成につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見据え、調査研究してまいりたいと考えております。なお、内灘高校生を対象とした通学定期券の補助につきましては、町外からの通学者が多数を占めている状況を鑑み、支援は難しいと考えております。しかしながら、内灘高校は町内唯一の重要な高等学校であると考えております。町としましても、これまでも部活動などに対し支援しておりますが、今後、さらなる支援の拡大

– 25 –

互選結果報告

以上のとおりであります。

〔3番 西尾雄次君 登壇〕

1950年(昭和25年)に勃発した朝鮮戦争でアメリカ軍が使用する砲弾を日本の企業が受注いたしました。そして、製造された砲弾は日本国内で試射されねばならぬことから、戦前か

このように、内灘闘争は、単に内灘試射場接收反対運動という目前に迫ってくる危機に対

する反対運動にとどまらず、戦後の日本が進むべき針路をめぐっての闘いという、極めて大きな側面を併せ持つものでありました。

そのため、内灘試射場接收反対運動は、地元内灘村民による決死の闘いであると同時に、政治、思想、学問ばかりではなく文学作品や写真作品等々と、当時の日本の幅広い社会分野のものが総動員されるように加わった、まさに戦後日本の一大転換点を象徴するような大きな社会運動となったのでありました。

一方、内灘試射場の接收を進めようとする政府や産業界には、長引く不況から日本経済を立ち直らせるため、「朝鮮特需」と呼ばれていた、朝鮮戦争に関連するアメリカからの受注によって景気の回復を図ろうとする大きな期待がかかっているという側面もありました。事実、内灘試射場が閉鎖された1957年以降に公表された経済効果と呼ばれる金額は、実に驚くべきものでありました。

内灘試射場で試射され、その性能検査を経て量産された砲弾の受注額は、一説によれば、当時の金額にして540億円であったと言われております。1953年（昭和28年）当時の貨幣価値を現在の貨幣価値に換算すると約20倍から23倍だそうではありますが、その倍率を当てはめてみますと、当時の540億円は現在の金額に換算して1兆1,000億円程度となるのであります。この数字は平成6年度の石川県の当初予算額に匹敵するというものでありますから、内灘試射場の接收実現にかけた日本政府や産業界の期待の大きさも見てくるのであります。

このように、内灘闘争は、多様な側面を併せ持ちながら大きな規模で推移したのであります。この間に発表され、後の世に残された思想関連や社会時評あるいは写真作品、小説や詩歌などの作品群も枚挙にいとまないのであります。もちろんその中には、当時の内灘村民がガリ版印刷して配ったビラなども多数ありました。新聞、雑誌等に掲載された

様々な作品も膨大な数に上っていたのであります。

思想家の臼井吉見、丸山眞男、評論家の大宅壮一、社会学者の清水幾太郎、政治家の辻政信、浅沼稻次郎、中曽根康弘、写真家の木村伊兵衛、土門拳、佐伯義勝、小説家の大江健三郎、深田久弥、俳人の高浜虚子、映画監督の亀井文夫氏ら多数の人士が現地内灘を訪れ、また、文筆活動を通して、雑誌「世界」「中央公論」「思想」「アサヒグラフ」など、当時の日本を代表する雑誌類に投稿し、あるいは当時の内灘村民の姿を掲載しているのであります。また、週刊誌や新聞各紙に掲載された内灘闘争関連記事は膨大な数に上っているのであります。

これら膨大な資料の多くは、その後、金沢大学教授であった橋本哲哉氏らが中心となって1979年に内灘闘争資料集編纂委員会を立ち上げ、精力的な資料収集を行い、それらを時系列に沿って分類整理し、1989年11月にはその成果として「内灘闘争資料集」として刊行されているのであります。

そして、そのときに収集、整理された内灘闘争関連の膨大な資料類は内灘町に届けられ、当時の内灘町長、岩本秀雄氏は大切に保管することを約束して、町立図書館に保管されたのであります。その後、多少の変遷があり、現在ではその資料集の多くは役場地下の書類保管場所にあるのではないかと思います。写真類や雑誌類は歴史民俗資料館「風と砂の館」の展示ケースや倉庫内に置かれるなど、内灘役場や町立図書館あるいは歴史民俗資料館「風と砂の館」などと分散して保管されているのが現状ではないかと思います。

これら内灘闘争の資料集の特色は、民衆とであるおおかたが直接行動を起こした極めてまれな事例であることから、一見粗末に見える当時のわら半紙1枚のビラであっても、それらは極めて貴重な歴史資料であることから、誤って廃棄されるようなことは絶対にあ

ってはないと思うのであります。

歴史は未来への道しるべと言われております。現在を生きる私たちの世代は、その道しるべを未来の世代に確実に受け渡すという尊い使命を確実に果たさなければならないのであります。

それゆえ、内灘闘争に関する貴重な資料類を内灘町の文化財と指定し、保存と保管を永久的なものとし、未来につながる確かな財産にすべきだと思うのでありますが、この件に関する町当局のお考えをお伺いするものであります。

○議長【七田満男君】 桐山一人教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 お答えいたします。

内灘闘争は、基地反対闘争の先駆けであり、内灘町の歴史の中でも大きな出来事と捉えております。

町では、政治資料や文芸資料などの内灘闘争関係資料の収集、整理を進めてきたところであり、これまでも講演会や企画展など、節目節目のイベントで資料を活用し、内灘闘争の啓発に努めてまいりました。

今後もこの歴史を保護し、後世に伝えていくことが大変重要と考えております。

町といたしましては、関係資料の精査を行い、文化財保護審議会の意見を踏まえ、町文化財への指定に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 3番、西尾雄次議員。

○3番【西尾雄次君】 ありがとうございます。

内灘町の歴史というものを大切にする町の姿勢をお伺いして、大変心強く思っております。どうか精力的にその作業を進めていただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

それでは次に、第2点目の「能登半島地震に伴う復興住宅の増設計画を問う」について質

問をいたします。

令和6年1月1日の午後4時10分に能登半島先端部の珠洲市から輪島市の一帯を震源域にして発生したマグニチュード7.6、最大震度7の巨大地震「令和6年能登半島地震」から、本日でちょうど249日が経過いたしました。

この地震によって、震源域から100キロメートル以上も離れた内灘町でも液状化現象によって甚大な被害が発生し、貴い人命まで奪われる最悪の事態となりました。

8月16日現在の内灘町の被害状況は、死者1名、重傷者5名、そして5月上旬までには閉鎖されましたが、9か所の避難所には最大1,869名の避難者が身を寄せるに至りました。住家被害は2,285棟、その内訳は、全壊122棟、半壊553棟、一部損壊1,610棟。また、非住家被害も604棟、その内訳は、全壊114棟、半壊281棟、一部損壊209棟と、これらを全部合計すると2,889棟とほぼ3,000棟に迫るほどの建物被害が発生したのであります。そのほか、道路、学校、保育所、公民館等、公共施設や上下水道といったインフラの損傷も甚大なものであります。

こうした事態を受けて、被災された町民の皆様のうち、8月16日現在で、賃貸型応急仮設住宅に304戸、建設型応急仮設住宅に75戸、一時使用としての県営住宅に21戸と、合計して400戸もの家族が何らかの仮設住宅での住まいを余儀なくされているのであります。被災直後の避難所生活から、やがて応急仮設住宅での生活が始まり、家族だけで過ごせるプライバシー空間の確保された暮らしが始まったことは大きな喜びでありました。

しかし、入居期限が原則2年間という制約は、たとえ例外的な延長が認められているとは聞いてはいても、片時もそのことは心から離れず、決して安堵のできない日々だと多くの被災者が語っているのでございます。

今般の内灘町における地震被害は、主として液状化現象によるものであります。砂丘

地特有の微妙な傾斜を持った住宅地域の特性から側方流動という現象まで加わり、地震に伴う液状化被害をより甚大なものにしました。

そうしたことから、内灘町の被災者で家屋の損壊被害を被った多くの方々は、家屋と同時に宅地というもう一つの財産の価値までも、液状化によって大きく減じられたのであります。

つまり、内灘町においては、液状化現象が起こらなかった他の地震地域とは異なり、たとえば建物の公費解体が早期に行われようと、何らかの液状化対策がその土地に講じられない限りは、元来住んでいた土地に直ちに住居を再建することは極めて困難なのでございます。

ということは、内灘町の被災者は、自宅を再建しようとの意思を持っている人であっても、再建が可能となる宅地環境が整うまでの期間は、災害公営住宅など入居期限の定めのない住まいが必要となるのであります。もちろん年齢的な理由から自宅再建を諦めているご高齢の方々も、生涯安心して暮らしていくことができる災害公営住宅への入居を強く希望されているのであります。

新聞報道によれば、川口町長は去る8月26日、石川県庁に馳知事を訪ね、能登半島地震による液状化被害が深刻な本町北部での復興への市街化調整区域の見直しを要請されたと報じられておりました。同時にまた、そのときに白帆台地区の北側で災害公営住宅の整備を検討しており、その宅地造成には、開発行為が制限される市街化調整区域を見直す必要もあることなどから、馳知事に格別の支援を要請したとも報じられておりました。

どちらも将来の内灘町づくりにつながる地震復興策としては極めて重要なことであり、その実現に向かって努力されておられることに心からの敬意と賛意を表するものでございます。

しかしながら、市街化調整区域の見直しという行為は、言うはやすくも行うは難しのとおり、実現には多大の時間と労力が必要とされるものであり、一朝一夕には解決できるものではないことは町長ご自身もよくよくご承知のことと拝察いたしております。

今、原則2年間の居住期間という仮設住宅に住んでおられて、その期間経過後の恒久的な暮らしの場の確保を強く希望しておられる被災町民にしてみれば、先日の馳知事への川口町長の申入れは確かによい申入れだとは分かってはいても、それは昔の中国の故事にある「わだちのフナ」の話を似て、今差し迫った苦しい状況に置かれている人たちに遠い先の解決策を話されているようにも思えたのではないのでしょうか。差し迫った問題の具体的な解決策こそが今は求められているのであります。

確かに、内灘町が被災した地域を標準化して再生しようとする努力は必要不可欠なことであります。いかに長い時間を要しようとも、市街化調整区域の見直しの努力は今後も粘り強く進める必要があることは、申すまでもありません。

内灘町において本年5月10日に策定された内灘町災害復興方針によれば、復興の3つの基本方針の第1に掲げているのは「住まい・暮らしの再建」であります。そして、その基本方針を受けた基本計画の第1番には「被災者の住まいの確保・経済支援」が挙げられているのであります。さらに、その基本計画を受けたまちづくり計画においては「災害公営住宅の整備・促進」が掲げられておるのであります。つまり、内灘町の災害復興計画において最上位に位置させ、最優先の課題としているのは、今、被災町民の多くが強く求めている災害公営住宅の一日も早い整備なのであります。

そこで、川口町長にお伺いをいたします。

内灘町には現段階で400戸もの応急仮設住宅等への入居世帯があり、その多くの方々は、

原則2年間という入居期限が迫る中で、恒久的な暮らしの場の確保に日夜心を痛めておられるのであります。その解決策の一つとして、国の制度上では災害公営住宅への入居移転が制度化されているのであります。

住まいと暮らしの再建こそは復興の原点だと、内灘町自らが策定した内灘町災害復興計画において明らかに表明している以上は、町として災害公営住宅の整備計画を速やかに策定し、被災者が安心して現在の仮設住宅での暮らしを続けることができるように、未来への明るい希望を提示すべきだと思うのであります。

町長はこの町の政治の責任者として、被災町民に安心感を与える大きな責務を負っていると思うのでありますが、このことに関する川口町長の見解をお伺いするものでございます。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

災害公営住宅に入居できるのは、罹災証明にて住宅が全壊となり居住する住宅がない方、または、大規模半壊、中規模半壊、半壊の判定を受けたが住宅として再利用できず、解体を行った方など、住宅が滅失していることが条件となっております。

現在、町では、被災された住民の方々を対象に復興に関するアンケートを実施し、議員ご質問の災害公営住宅についても意向調査を行っており、9月下旬には結果を取りまとめる予定でございます。

その結果を踏まえ、整備に必要な戸数や場所などについて、県と協議に入っております。

町としましては、県との協議を進めていく中で住宅のタイプや用地の確保などの検討も行い、整備内容がまとまりましたら速やかに情報提供を行い、被災者の不安解消につなげ

てまいります。

被災者の方々が将来にわたって安心して暮らせる災害公営住宅の整備を、スピード感を持って全力で進めてまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 3番、西尾雄次議員。

○3番【西尾雄次君】 極めて前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

これからアンケート調査をして、その需要を把握して具体的なプランづくりを県と協議して進めていかれるという手順については了解をいたしました。

これから県知事との協議、そういうようなものに具体的に入っていくわけですが、そのとき、町長自身が被災者の言葉をたくさん身に受けて、その言葉を本当に心に刻んでそれを力にして、その力をもって知事に強く訴える、そして被災者に明るい未来の希望というものを本当に提示できるような、そういう頑張りを心から期待をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、日本共産党、北川悦子です。

暑い8月、NHKの朝の連続ドラマ「虎に翼」では原爆裁判が描かれています。1959年（昭和34年）11月、原爆裁判は、約4年間にも及ぶ準備手続を終え、いよいよ口頭弁論へと進み始めています。

今年は、8月6日に広島に、8月9日に長崎に原爆が投下されて79年。役場のロビーでは、「原爆と人間展」と同時に、被爆者の体験を高校生が聞き取り、絵にしたものを展示されました。原爆の悲惨な様子から、命や平和、生きる、たくさんのことを高校生たちは聞き取り、感動の作品ばかりでした。内灘の中学生や高校生にもぜひ作品を鑑賞し、平和について考えてほしいと今年も思いました。

今回は4問質問します。今回も、被災された方や仮設で暮らしている方たちの話の中で出された質問になります。

初めに、復興基金の活用についてお尋ねします。

昨日の議会の復興特別委員会で、能登半島地震復興基金の内灘町の一次配分は1億7,517万3,511円との説明を受けました。

9月4日、昨日の中日新聞に、復興基金を活用した県事業の11の基本メニューが掲載され、また、家屋や半壊以上が長期避難世帯に認定された被災者に向けて、民間賃貸住宅や公営住宅に入居する際の初期費用や、仮設住宅から自宅へ賃貸住宅への転居費用の助成などに復興基金を活用して、総額1億1,100万円の補正予算案を計上していました。使い勝手のよい復興基金を、被災者に寄り添った活用が期待されています。

支援が半壊以上でないと受けられない罹災証明に対する不満が多くあります。地盤の液状化で周りの道路も塀や玄関先など危険であっても、住宅の傾き、住宅内の被害などにより半壊に満たないという方も多くいらっしゃいます。「独り住まいで住めないということはないが、とても怖い」「復興住宅へ入居したいが入れない」「年金生活では大変」という声も聞かれます。

今回の能登半島地震は自然災害です。国が全部、本当は見るべきだと思います。住める状態でない人には支援が必要ではないでしょうか。半壊に満たない人への救済に復興基金の活用はできないでしょうか。町の復興基金への考えをお尋ねしたいと思います。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

町では、国の支援制度の対象外となる半壊以下の方にも目を向け、町独自の支援を積極的に行っております。

具体的には、被災者生活再建支援金や内灘町生活再建特別給付金の支給に加え、義援金の配分についても、半壊以下の方に支援が行き届くよう努めております。

また、罹災証明書の区分によらない支援制度としては、液状化等により被害を受けた住宅や宅地を支援する住宅耐震化促進事業や被災宅地等復旧支援事業を設けており、いずれも町独自の上乗せ支援をし、県内では補助金額が最高水準となっております。

復興基金につきましては、これらの事業の財源に活用したいと考えておりますが、町の具体策につきましては、県の詳細な要綱が確定した後、財源を見極め、被災者の支援策について検討してまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 様々な支援策が、罹災証明、半壊以下であっても受けられるという、様々なものがあるというところもありますが、何といても液状化の上で、普通の地震であればその場所でまた住宅を建て直すとか耐震をすとか、そういうようなことは可能かと思いますが、何しろ液状化のひどい地域なんかでは、とても怖くてなかなかそこへ踏み切れないという方もたくさんいらっしゃいますので、その辺のところにも耳を傾けていただいて、ぜひとも皆さんが安心して住むことができるような、そういうところの支援にまた力を注いでいていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

被災者への支援物資と今後についてお尋ねします。

被災地や5か所の仮設へ伺いお話をしています。暑い日々、仮設の住み心地、風呂場やトイレへの段差が危ないとか狭いとか、体の具合はどうかなど、話は弾みます。「2年先、先のことを考えると眠れない。復興住宅に住みたいが、みなし仮設からは入れるが、仮設から

は入れないと言われ困っている」と言う方、

「話がしたくてたまらない。将来のことを考えると心の中がもやもやしてしまって、本当に眠れない。お話をすることによって元気も出てくる。これですっきりした」、そうおっしゃられる方もいらっしゃいます。

私はコインランドリーに行ったときに、全然知らない方からお話を受けた。ほんの10分間の顔出している間にもいろんな、「私は仮設のどこどこに住んでいる。ずっと昔から働き続けてきた。踊りやら歌が大好きだけれども、今ここではなかなか。おなじみの一緒にやってきた人がいなくて」というような話をずーっと10分間して、「ああ、これですっきりした。元気が出て帰れる」と、にこやかな声で帰っていかれました。

そんなふうに、「なかなか仮設の中で入り込んでしまうと皆さんとお話ができなくて。本当に人を見たら話がしたくて」とおっしゃられる方がいらっしゃることも強く感じました。震災から8か月、「避難所や避難所の移動、みなし仮設、親戚、仮設と。やっと少し落ち着いた。今は最高」と喜んでいる方もいました。

皆さん大変な苦労の日々、お金も使ってきたことでしょう。食料支援でお米を届けると「とても助かる」と喜ばれました。奥能登のほうでは、お店がないのでなかなか買うところがないということで、食料支援なんかはとても必要だと思っていましたが、そうじゃなくても、やはり内灘町でも本当にそういう食料支援なんかの品を届けたりするととても喜ばれます。

というのも、「今までこうして移動してきて本当にお金がどうしてもかかってきた。そして今後のことを考えると、少しでもお金を使いたくない」というようなことで、とても節約した生活をしてらっしゃる方もいらっしゃいます。そういうことを考えると、やはり食料支援とか物資の支援とかそういうことが、お店が近くにあったとしても必要ではないかとい

うふうに思います。

お隣のかほく市では、市役所や社会福祉協議会、ボランティア団体の共同支援センターが協力して食料支援を3回、今まで実施してきました。今月末も実施予定というふうに聞いています。そうしたときにアンケートと一緒にチラシを配ると、200人ほどの方がわーっといらっしゃって、あつという間になくなってしまったというような話を聞いています。内灘町でも、先ほど言いましたように、同じようなニーズがあるんじゃないかというふうに思います。

国や企業から提供された支援物資を、県が日本通運の倉庫に保管されていました。県は、被災者への支援や備蓄のため、市や町に物資一覧表から要望を聞いた上で配布したというふうに聞いています。また、社会福祉協議会にも支援物資がたくさん届いているというような話も聞いています。これは見守り支援のときに社協の方が配布しているのでしょうか。町の支援物資の状況と食料、支援物資のお渡し会のような計画はあるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【七田満男君】 山田卓矢総務課長。

〔総務課長 山田卓矢君 登壇〕

○総務課長【山田卓矢君】 ご質問にお答えいたします。

町の支援物資配布につきましては、避難所の閉鎖やライフラインの復旧により、現在は行っておりません。

また、これまで全国から寄せられた水などの支援物資は、ほとんどを被災者の方々や地区公民館、町社会福祉協議会に配布し、現在、町備蓄分のみ残っている状況でございます。

したがって、被災された方々への今後の支援物資の配布計画は現在のところございません。

また、石川県の支援物資配給も縮小しており、町では、8月上旬に最終の支援物資の支給を受けて、現在、終了している状況でございます。

す。

以上です。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 8月に受けられた支援物資というのは、ちょっと資料なんかで見ますと、生活用品としてティッシュとか生理用ナプキンとか乾電池とかロープとか、そういうようなもろもろのものを、町として県のほうへ要望されて受けたということになってますが、これは今後の備蓄用として受けられたものなのでしょうか。

○議長【七田満男君】 山田卓矢総務課長。

〔総務課長 山田卓矢君 登壇〕

○総務課長【山田卓矢君】 ご質問にお答えします。

町備蓄分も含め、その他につきましては、先ほど言いました地区公民館と町社会福祉協議会のほうにもお渡ししております。

以上です。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 備蓄用と、あと町公民館、社会福祉協議会のほうにというようなことで、必要な方は、公民館とか社協へ行けばあると、今言いましたような物資などがあるということになるのでしょうか。ほとんど、公民館なんかあまりないような話も受けていたんですが、どのようなものがあるとか、そういうようなことをまたお知らせいただけたらなというふうに思います。

内灘町の方もいらっしゃるし、能登のほうから出て内灘町に住んでいらっしゃる方もいらっしゃるして、本当に少しでも生活の糧になるものがあればということで、食料物資とかそういう支援物資への要望はあるかと思いますが、また、県でまだ備蓄があればぜひ、食料があれば県のほうへ申し出ただいて、町としても社協と協力して、ボランティア団体なんかも協力して、そういうような食料支援とか物資の支援の、そういうお渡し会のようなものを一度計画されてもよいのか

なというふうに思います。どれぐらいの皆さんの需要があるかというようなことも分かるかと思いますので。

次に、3つ目の質問に移ります。

蓮湖渚公園のグラウンドゴルフ場の使用時期についてお尋ねします。

高齢者にとって楽しみの一つにグラウンドゴルフがあります。健康維持にも最適です。

現在、能登半島地震の被害と災害廃棄物仮置場になっているため、使用ができなくなっています。ただ、整備をしていかないと来年も使用できないのではと心配する声が上がっています。

最近、町からの報告では、利用者の安全確保を第一として、場所の制限付で9月から日曜日の10時から15時（3時）まで使用可能となりました。

日曜日のみの使用とした理由と、今後の計画をお尋ねしたいと思います。

○議長【七田満男君】 上出孝之副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 ご質問にお答えいたします。

蓮湖渚公園は、地震の影響により隆起、陥没や噴砂による被害が生じたことから、公園利用を禁止しており、グラウンドゴルフ愛好者を含む公園利用者の皆様には大変ご不便をおかけしているところであります。

利用を禁止してから半年が過ぎ、住民の皆様からは公園利用再開の要望が町へ届いております。

町では、比較的被害の生じていない箇所、利用者の安全確保を第一に検討し、一部を制限することで利用可能と判断いたしました。

8月末には現地に看板を設置し、併せて町ホームページ、LINEを活用し周知を図ったところでございます。

現在、9月からの日曜日のみ午前9時から午後3時まで、また、利用箇所も制限をつけて再開しております。ただし、台風などにより安

全性が保てないと判断した場合は、利用禁止とする場合がございます。

議員ご質問の、地震発生前と同じように公園を利用することにつきましては、今後も公費解体や災害ごみ等の作業車両と公園利用者との安全確保が十分図れるか、状況の確認をしていくことで利用機会の拡大につながるよう検討を行ってまいります。

また、日曜日だけというところでいきますと、比較的工事車両等が少ないという理由で日曜日等に限定させていただいた次第であります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 安全が第一ですので、工事車両の状態とか公費解体の進み具合とかによっても左右されるのかなというふうに思いますが、同時に、整備のほうもまたしていただかないと、公費解体等が落ち着いた頃にはまだ危ない、危険なグラウンドゴルフ場の制限付のところがあるかと思しますので、その辺のところも計画的にお願いして、少しでも早く、健康のためにもグラウンドゴルフが開放されるようによろしくお願いしたいというふうに思います。

最後の質問に移ります。

補聴器購入助成制度の創設について、今回もまた質問をさせていただきます。

65歳から74歳では約3分の1、75歳以上では半数が難聴に悩んでいると言われてしています。

補聴器のチラシが1か月か2か月ほど前に新聞折り込みに入っていました。片耳で3万から、高いものでは30万、50万円と価格も様々です。最近は性能もよくなり、つけているのを忘れていることもあると言われる方もいます。

医師と相談し、自分に合ったものを探す必要があります。しかし、全額自己負担となるため、年金生活者や所得が低い高齢者にとっては負担が大き過ぎます。

助成制度の創設を今まで求めてきました。

答弁は、高齢者による身体機能の低下は誰にでも起こり得る、現在は考えていないという答弁でしたが、最近では特にコロナ感染とか能登半島地震、猛暑と、日常生活の維持を保つことが難しい日々が続いています。聴力の低下でなお孤立し、引き籠もりがちになります。鬱病の発症リスクを大きくする要因、また認知症の危険因子とも言われています。聴力の低下に伴い、危険を察知する能力も低下するので、交通事故や転倒のリスクも増加します。

2024年4月現在では、243の自治体で助成制度が実施されています。徐々に増えつつあります。高齢になっても安心・安全に住み続けられるように、補聴器購入の助成制度の創設が必要だと思います。今回は前向きの答弁をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長【助田有二君】 ご質問にお答えいたします。

議員ご質問にありましたとおり、加齢性の難聴者を対象とした補聴器購入に対する助成制度の創設につきましては、これまでの一般質問でもお答えしましたとおり、難聴を含め、加齢による身体機能の低下は誰にでも起こり得ることなどから、現在のところ、考えておりません。

多額の財源が必要ということもありまして、今後も国の動向を注視するとともに、そういう制度を導入している自治体の制度を参考にしながら調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 いつも思うんですが、誰にでも加齢によって起こり得ることなので、だからこそ助成制度が必要で、多額のお金がかかると言いますが、その助成をすることによって健康が維持されれば、それは回り回って、かえって多額の費用をかけたから

こそ保険のほうで安く上がるというようなことで、必ずしもそれをかけたから多額のお金がかかるからできないということにはならないと思いますので、また検討をぜひしていただいて、少しでも補聴器なしで何とかというような方に、補聴器をつけて快適な生活ができるように助成制度の創設をぜひお願いしていきたいと思います。

これで質問は終わります。

○議長【七田満男君】 6番、生田勇人議員。

〔6番 生田勇人君 登壇〕

○6番【生田勇人君】 議席番号6番、生田勇人です。

令和6年内灘町議会9月会議におきまして一般質問の機会を得ましたので、通告内容に従い、一問一答方式にて質問をします。

町長並びに執行部におかれましては、明らかな答弁をお願いします。

町は発災後7か月半を過ぎて、ようやく2回目の地域説明会を開催しました。1回目の説明会からは約5か月が経過した後でした。

その地区説明会、午前中、清水議員も述べられておりましたが、西荒屋地区の説明会では、説明終了後の質疑応答の中、制度に関して質問をされていた地域住民が倒れ、懸命な救命措置が行われましたが、その後、搬送先の病院でお亡くなりになるという痛ましい出来事がありました。地域の復旧・復興、そして住まいの再建に希望を見いだせない中、大変ご無念であつたろうと胸が締めつけられるような思いです。心からご冥福をお祈り申し上げます。

故人は、特にご自宅の再建、被災宅地等復旧支援制度と液状化対策工事に関して質問されておりました。そのお姿を思い浮かべながら、私も今回、1問目は、この被災宅地等復旧支援制度の問題点に関し、町の考えをお聞きいたします。

この被災宅地等復旧支援制度は、液状化や側方流動により被災を受けた宅地ののり面、

擁壁、地盤の復旧工事、液状化被害再発防止のための家屋建屋の地盤改良工事、住宅基礎の傾斜修復工事と、大きく分類してこの3つの工事を個人が申請して実施するもので、個人負担分は7月会議で上乘せ支給を議決し、支給上限額はあるものの、約6分の1。これは総額から50万円が自己負担となった後の6分の1となりますけど、この後述べることにしましては「約6分の1」と述べさせていただきます。

そこで、この被災宅地として認定される基準、建物の罹災証明なのか宅地の危険度判定に基づくものなのか、または両方なのか、果たして自分の家はこの制度に当てはまるのか心配される声もお聞きますので、対象となる基準をまずお聞きいたします。

○議長【七田満男君】 上前浩和都市整備部長。

〔都市整備部長 上前浩和君 登壇〕

○都市整備部長【上前浩和君】 ご質問にお答えいたします。

被災宅地等復旧支援制度の対象となる土地につきましては、能登半島地震発災時に住宅として利用された土地が被害を受け、原則、生活再建のために被災した土地を復旧する工事が対象になると県から伺っております。

また、議員お話ししたところで、建物の罹災証明なのか、宅地の危険度判定に基づくものなのかという点につきましては、申請書類の中で宅地の被災状況を確認できる資料が必要ということですので、写真等そういったことが提出されて、そこで判断されますので、その点をお話しいたします。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 6番、生田勇人議員。

○6番【生田勇人君】 ありがとうございます。

明確な基準はないけど、その写真等々、被災の状況を添付して判断するというところでよろしかったかと思います。

次に、住宅の傾斜修復や地盤改良等は可能だとしても、境界が確定しないと敷地境界の擁壁等は復旧できません。

町は2回目の地域説明会で、この制度に関し、「液状化による側方流動で、法務局に登録されている境界と現地がずれている箇所が見受けられます。トラブルを防ぐために必ず隣接者と境界確認を実施した後に復旧工事を実施してください」と説明しております。

民地と民地、いわゆる民地境界線を所有者同士でその同意を行うに当たり、基準、基点となるのは、やはり道路境界線ではないでしょうか。

宅地は必ずと言っていいほど道路に接しております。道路用地などと民地の境界線、いわゆる道路境界線、官民境界線と言われているのですが、その復元と確定が最優先であり、民地境界線をお互いに協議して同意しても、道路境界線、官民境界線を復元した後、民地境界やその面積において大きく影響を及ぼしてることが多数あると予想します。幾ら協議合意の上、確約書を交わしたといっても、安易な民地境界の確定は、後に道路境界との大きなずれが生じた場合、トラブルに発展するとは思わないのでしょうか。

また、基礎傾斜修復工事に関しても、宅地の前面道路の復旧高さが重要になってきます。宅地を道路に合わす、少し上げる、下水道配管勾配の関係上、被災宅地を復旧していく場合には、こういうことも考えていかなければなりません。宅地にずれが生じている地域において、官民、それから民地の境界の確定が、境界トラブルを防止するためには、順序としては妥当と考えます。

県道、そして町道それぞれの道路境界の復元、確定と道路復旧高さを確定し、制度利用者に明示することが重要となってきますが、その見通しをお聞きいたします。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

道路境界の復元、確定と本復旧後の道路高の作業の進め方につきましては、幹線道路である県道の境界、道路高が決まることで、町道の境界や道路高が決まっていくものと考えております。

現在、県では現況測量を行っているところであり、県道の境界立会いについては8月下旬より行っていると伺っております。

また、道路高については、地震前の高さに戻すことを基本方針として設計を進め、今年度中には県道の境界及び道路高を明示できるよう作業を進めているとのことでございます。

町としましては、県の基本方針が固まり、データ提供いただくことで、順次、町道の境界及び道路高を決定し、速やかにお示しできるよう、町の復興に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 6番、生田勇人議員。

○6番【生田勇人君】 今年度中の県道の境界、そして道路高さ確定後にということでありました。

道路境界の復元、確定は、特に町道、今ほど述べられましたように、時間を要するのは分かります。

しかし、現にふるさとに残っていただく、傾いた住宅にお住まいされている方々も実際、被災地には多数おいでます。住宅の傾きに関する健康被害では、傾斜角度にもよりますが、目まい、頭痛、吐き気、睡眠障害、倦怠感、疲労感、食欲不振などが挙げられ、被災地でも、家に入ると目まいがする、頭痛がする、そんな声をたくさん聞いてまいりました。

「早く傾斜修復工事がしたい。境界も地盤も直したい。しかし、境界が決まらないと、制度に示してある全てを修復する見積りができず申請できない。いつまで待たなければならないのか。暮らしのことを考え、住宅の傾斜修復

のみ申請してしまったら、その後の境界擁壁や地盤復旧など実費でしないといけないのか。このままでは精神的にも肉体的にも参ってしまう」、そう思っている人は少なくありません。

8月20日からはこの制度も含めた地域説明会も開催され、制度申請の窓口開設が9月2日から予定されておりましたので、私は8月19日、太田県議へ、そして町執行部に対し、「内灘町の被害の特性上、まずは住宅の傾斜修復、そして境界確定後に擁壁などの修復といった、工事ごとに申請が可能となるよう、この制度の上限額に届くまで、1宅地ごとに複数回にわたり申請できるものとしなければならない」と申入れいたしました。

その後、内容を県に申入れし、上限額に届くまで複数回の申請が可能となったと、8月21日に上出副町長よりご報告がございました。

しかしながら、8月20日の鶴ヶ丘地区説明会時点の資料では「支援金の申請は1宅地1回」と記載があり、その後の説明会資料では「補助金は複数回に分けて申請可能」と修正されていたことから、鶴ヶ丘地区の皆様は1宅地1回と思われている方もおいでると思います、ここで改めて質問という形でお聞きするものです。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長【七田満男君】 上出孝之副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 ご質問にお答えします。

当初、県では、被災宅地等復旧支援制度の利用は1回としておりました。

町では県に対し、側方流動による宅地被害が大きい状況を説明の上、協議した結果、支援限度額に達するまで、複数回に分けた申請ができることを8月21日に確認いたしました。その後の説明会では、議員お話しのとおり、資料を修正し、お知らせしております。

なお、申請方法の変更につきましては、9月2日より開設しました都市建設課での相談窓

口において、複数回の申請が可能となったことをお伝えし、周知を図っております。

また、鶴ヶ丘地区説明会に参加された方のほか、説明会に参加できなかった方には、町ホームページやLINE及び広報10月号にて周知してまいります。

被災された皆様には、この被災宅地等復旧支援制度を最大限有効に活用し、生活の早期再建に役立てていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 6番、生田勇人議員。

○6番【生田勇人君】 ありがとうございます。

現在、申込みが開始され、役場庁舎へ相談に来られる方々も多いと存じます。私のほうにもその説明を受けた方々より、制度利用に関し切実な相談が幾つか届いておりますので、1つ紹介させていただきたいと思います。

この制度利用に関し、もちろん着工前に様々な書類を完備し申請しないといけないのが基本となっております。町の説明会では、県、町と補助金を合わせれば、先ほど申しました自己負担は約6分の1ですよという内容がありました。

しかし、工事完了後は、工事代金を支払ったあかしである領収書を添付しなければなりません。これは現在の制度上、致し方のないことなのでしょうが、そうすると、まず工事業者に全額支払わなければなりません。これにより、資金力のある方は問題はないと思うのですが、この被災宅地復旧、住宅の傾斜、擁壁、地盤、のり面の復旧などを合計すれば補助対象上限1,200万を超え、最大補助額958万3,000円に届く工事も少なくないと思います。

負担額が約6分の1で済むと思っていた方々の多くが、金融機関などからの借入れをしないといけない。借入れができる方がおいでる一方、収入や年齢の面から借りられず、制度利用も諦めざるを得ない方々が次々出てく

るのではないのでしょうか。しかも、現在、公費解体申請期限が迫る中、「こんなはずじゃなかった。町は説明会で言ってくれなかった」、そんな声が届いております。

この制度を、応急復旧制度のような工事業から自治体へ請求し、支払われる制度へと変更するため、県に要望することが必要と感じます。また、自己資金がなく、併せて金融機関借入れができない方に対し、行政から審査通過した支払い確約書などを提示し、金融機関へ返済を確約した個人融資を働きかける、そういった様々な手法を導き出し、対応を考えていくことも必要です。

今ほどの質問、1宅地につき複数回申請のように、現在の制度申請方法に凝り固まることなく必要な制度改革を求め、また、町独自でできることを被災者のためにやっていく。そうしないと、制度利用を諦めた方々の人口流出が加速します。

これは通告にありませんので答弁は結構です。ぜひ迅速な協議、対応をお願いいたします。

2問目は、内灘町災害復興計画において、その策定プロセスに関して質問をします。

内灘町は、県内他の市町と比べ、住民との意見交換の機会が圧倒的に少ないのは、各種報道を見ても明白です。8か月間で2回の説明会で、被災地住民が得られる復旧・復興に関する情報量も非常に少ないものとなっておりますが、説明会を開催となると、復旧・復興に関する情報を少しでもつかもうとして、長期避難のため、地区外に出ておいでの方もたくさん参加されます。

説明会、質疑応答をしたからといって、説明した制度を全て理解していただける方々がどれほどいるのか。役場へ頻繁に相談に出向く方、電話相談する方はいらっしゃることは存じますが、そうでない方々のほうが圧倒的多数ではないのでしょうか。

情報が足りない中、西荒屋地区ではいち早

く復興委員会を立ち上げ、様々な課題に関して勉強し、意見を交わし、よりよい地区の復旧・復興を目指しています。続いて宮坂区、そして室区が復興協議会を立ち上げました。

5月会議では地区協議会運営支援金が8地区を対象に議決され、その後、町は協議会設立依頼の文書を各地区に配付し、設立をお願いしたと伺っております。

私の一般質問に対し、地区協議会に町も積極的に関わっていくとのことでしたが、各地区の協議会、委員会の開催状況はどのようになっているのでしょうか。また、町側からアプローチするなど、積極的に関わってきているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長【七田満男君】 宮本義治復興推進担当部長。

〔都市整備部担当部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部担当部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

震災で大きな被害を受けた町内8地区全てにおきまして、復興に向けた協議会、委員会が設けられております。

開催状況につきましては、北部地区の宮坂、西荒屋、室、湖西地区及び南部地区の鶴ヶ丘東地区では、おおむね月1回、会議が開かれております。そのほかの向栗崎、旭ヶ丘及び大根布地区では、今後開催されるとお聞きしております。

これまで、町から各被災地区へ情報提供などを行ってまいりましたが、今後、震災からの復興に向けたまちづくりを進めていく上で、地区協議会とのつながりは不可欠であります。

町として、地区協議会と今後さらに関わりを深めてまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 6番、生田勇人議員。

○6番【生田勇人君】 やはり地区協議会開催されるに当たっては、その情報をキャッチして、職員の方1名ないし2名とかそういった形で、その地区がどういうふうな協議をして

いるのか、何を求めているのか、それを把握していくことが必要やと思うんです。

宮坂地区は、液状化対策工事の説明に関してワークショップ開くときに、前もって町役場に職員さんの説明を求めて30分ほどレクチャーしていただいた後、そういう液状化対策工事に関してワークショップやりました。

聞くと聞かんではすごく違うんです。何について話しているか、そういうことをキャッチしながらそういった適材適所の職員の方々を派遣していただける、そういったことをしていくのがやっぱり地域のためになるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

発災から丸7か月を過ぎて8月2日、ようやく第1回目の内灘町災害復興検討委員会が開催されました。そこで示された計画策定スケジュールでは、9月より地区協議会との意見交換とあります。

ここで重要なのは、漠然とした文字ばかりの計画案の示すのではなく、地域ごとの復興案、地域ごとの対策工法案など、あらゆる世代から見ても分かりやすい資料を示しながら意見交換に臨むことが必要です。

さきの説明会を見ても、制度や対策について分かりにくいとの意見も出ておりましたし、それを1回聞いて熟知できる方は、私も含めて少ないのが現実です。

地区協議会はおおよそ月1回のペース、多い地区でも2回と伺っております。各地区が地区ごとの復旧・復興を勉強や情報交換を行い、テーマなどを決めて話し合う機会のほかに、さらにこの地区協議会との意見交換会の機会を設ける場合に、今後、この計画策定までの短期間においてどのようなペースで意見交換をしていくのか、お聞かせください。

また、地区ごとの復旧・復興に際しての分かりやすい資料を、先ほども言いましたが、提示するべきと考えますが、町の見解をお聞かせいたします。

○議長【七田満男君】 宮本義治復興推進担当部長。

〔都市整備部担当部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部担当部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

町と地区協議会の皆様との意見交換の機会につきましては、地区ごとにその被災状況が異なりますので、それぞれの地区協議会と意思疎通を図りながら、柔軟に意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

また、今後、国が示す液状化対策工法案やまちづくり計画の検討を進めていく上で、より分かりやすい情報提供や資料作りに努めまして意見交換を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 6番、生田勇人議員。

○6番【生田勇人君】 月1回とか月2回とか、そういった明確な開催のペースというもののはちょっとお答えいただけなかったんですけども、短期間で今年度、2月ぐらいまでに地区協議会との意見交換のスケジュールになっておりました。

そのほかにも、地区協議会と意見交換を行う中、またはその結果をもって液状化対策であるとか道路復旧であるとか、その方向性に対し地域住民とのコンセンサス図ることが大変重要となっております。

この先、計画を実行に移すときには、もちろん一件一件の同意が必要となってきますが、その復興計画策定前の段階においてもある程度、対策工事や復興の見通し、そういうことの同意は必要と考えます。

地区協議会以外の地域住民の声を聞きコンセンサスを得る機会、これは決してアンケートではあってはならないとは思っております。そのプロセスをどのように考えるか、お聞きいたします。

○議長【七田満男君】 宮本義治復興推進担当部長。

〔都市整備部担当部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部担当部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

町災害復興計画検討委員会の会議資料や議事録などは町ホームページのほうで公表しており、その内容につきましては確認することができます。

このほか、計画の策定に当たりましては、広く皆様のご意見を反映させるため、パブリックコメントの実施も予定しております。

また、計画策定に係る住民の意向の把握や情報発信に努め、地区協議会にもご協力をいただきながら、広く住民の皆様の意見を取り入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 6番、生田勇人議員。

○6番【生田勇人君】 地区協議会とか、今ほどホームページとかパブリックコメントとか、そういった答弁ありましたけれども、やはりそれだけじゃ自分の思いを伝えれない、皆さんで協議してそういった地域の生の声、そういったものを届けられない、そういう方々がほとんどやと思うんです。

やはり今、こういうIT社会でSNS等々、そういった活用は必要なんですけど、1回目の地区説明会でもあったときに、やっぱりそれだけじゃ駄目やと、ご高齢者の方々もおいでるんだから、そういった方々の周知、それをどうするんだという話も結構出てたと思うんです。

やはり、私、千葉県出身の方とちょっと知合いなんですけど、すごい、何十回も何百回も液状化対策に関して地元で説明会した、計画を決定してからある程度のコンセンサスを得るために、そういったことを一切プロセスの中に含んでないような感じがするんです。

地区協議会というても30人から40人ぐらいの規模やと思うんですよ。やはり地域住民、地区外に、その町内から出てって人たちも含めて広く生の声を聞いていただきたい。それ

が今この被災地に寄り添う、そういった真の姿やと思ってますので、よろしくお願いいたします。

最後に、これまで発災より8か月あったわけですが、その間、県の制度決定が、国の調査が、そのような理由の下、真に被災地住民の声を聞くための機会やこれまでの前例に基づいた液状化対策を協議する機会、または民有地を取得し新たな生活拠点を築く協議といった、内灘町としての案を示した上での意見交換の機会が設けられてこなかったのは残念でなりません。

先般、町長は馳知事に要望書を提出したことが報道されていまして。こういう要望に対しても、本来であれば要望提出の前段階で、町はこういうことを考え、県に要望を出す予定としていまして住民に情報を提供し、理解を得る行動を示すべきであったと考えます。8か月あったんですから。それが被災地住民に寄り添う行政の本来の姿勢なのではないでしょうか。

私自身は、これだけ周りが悲惨な状況の中、被災地域において自宅に住めることに対して申し訳なさを持っております。私と同様、「地域の中では隣や向かい、周りの家々は被害が広く住めない状況なのに、みんな解体のために荷物を出しているのに、自分のところは被害はなく、辛うじて通常の暮らしができていくことに申し訳なく思いながら住んでいる」といった声もこれまでたくさん聞いてきました。こういう気持ちで被災地に住み続けている方々もおいでることを知っていただきたい。

私は、自分ができることとして、被災地に住もう方々、帰ってきたい方々の生活を元に戻したく、これまで、町職員の皆様や復旧工事業から得た情報、報道からの情報を収集しながら行動してきました。その中で、「上下水道にしろ、道路にしろ、各種申請にしろ、説明会にしろ、復旧・復興への取組が、応急復旧ですら内灘町は近隣市町に比べ特に遅いのではない

○議長【七田満男君】 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日6日から17日までの12日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、明日6日から17日までの12日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る18日は午後1時から本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時03分散会